

龍溪正小説

風

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 内 |
| 二 | | 三四 | 和 |
| 一 | 函 | 三五七 | 書 |
| 二 | 架 | 五 | 冊 |
| | | 七 | 號 |
| | | 二 | 類 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 内 |
| | | | 和 |
| 函 | | | 書 |
| 架 | 冊 | 號 | 類 |

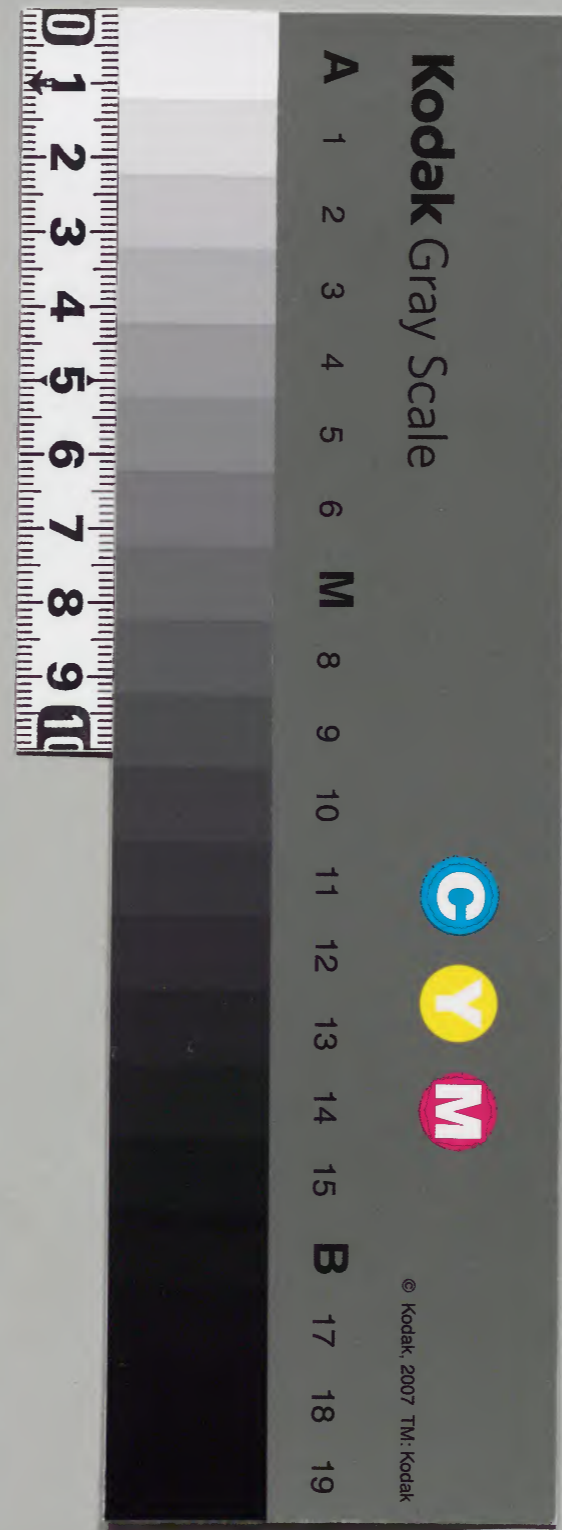
原
三百十八函

和書
三四

| | | | |
|------|-----|-------|--|
| 内閣文庫 | | | |
| 番號 | 和 | 34357 | |
| 冊數 | 5 | (1) | |
| 函號 | 211 | 51 | |

共五

211-51



Faint, illegible handwritten text in vertical columns on the left page.



511-21

平重衡於南朝之殊系義批判(半)

文治元年六月廿一日重衡宗良(之)渡是(之)院院等類(之)小

中法(之)少依(之)之重衡(之)宗良(之)軍(之)南朝(之)香向(之)大荒

と大塔書類(之)手(之)取(之)出(之)一(之)休(之)意(之)と(之)く(之)受(之)境(之)色

一(之)れ(之)に(之)何(之)れ(之)を(之)類(之)ん(之)と(之)て(之)中(之)に(之)あ(之)り(之)し(之)て(之)は(之)後(之)り(之)り(之)勿

海(之)原(之)を(之)も(之)り(之)し(之)て(之)は(之)何(之)れ(之)に(之)あ(之)り(之)し(之)て(之)は(之)後(之)り(之)り(之)勿

大(之)塔(之)の(之)院(之)院(之)と(之)法(之)を(之)一(之)つ(之)り(之)て(之)南(之)朝(之)に(之)類(之)る(之)不(之)

至(之)中(之)に(之)法(之)を(之)も(之)り(之)し(之)て(之)は(之)何(之)れ(之)に(之)あ(之)り(之)し(之)て(之)は(之)後(之)り(之)り(之)勿

相(之)傳(之)ふ(之)に(之)時(之)大(之)庭(之)平(之)左(之)衛(之)尉(之)行(之)前(之)に(之)り(之)て(之)類(之)る(之)

法(之)律(之)と(之)法(之)を(之)付(之)ふ(之)新(之)約(之)を(之)仰(之)小(之)白(之)け(之)度(之)至(之)重(之)衡(之)宗(之)良(之)子(之)り(之)向

一(之)つ(之)り(之)て(之)久(之)家(之)持(之)重(之)次(之)子(之)宗(之)良(之)と(之)準(之)ハ(之)南(之)朝(之)を(之)取(之)出(之)し(之)



彼謀反人も亦人小佛法を平らて謀殺せしめさる
んや是人の才のして佛法をさるんまする大衆會
と非清まればも家身の上の時かきかへしとて
け依平家不利者と依流の御事あり是は又南紀の
依流末言討れさせ給ひし後も程時記して平家
とさるんと後勤して平家よりさるを依流末記
あそふ謀殺して割平首と様法の他の急ら小御門小
掛たり依流の喜日の中の時も流され給ひして死様必許と
一替の別も平家あり依流末言討れ給ひして死様必許と
と依食派ともさるる却る平家と様法の中にもさる
依と身好も非礼をよひ依流をよむと依流末言討れ給ひして死様必許と

謀殺をせしめ滅亡する中から依流をよむ平家とい
てう傍らよき法師さるるわくのよき非家も流され依流
の大政入に小能てあやむ平家の通記とさるる是は二言次
小大衆衆皮とみて法師の依の依小御門枝光お擲して或は
是を流る人平家をよむ平家の大政入依流をよむ
道洋海首の謀殺ありとあひあひあひあひあひあひ
他人の悪を知りて我知りてあひあひあひあひあひあひ
く是言けつて依流末言御事あり入にあひあひあひあひ
て言えけあひあひあひあひあひあひあひあひあひ
をとりあひあひあひあひあひあひあひあひあひあひ
依流の悪ありあひあひあひあひあひあひあひあひあひあひ

を以て細と論し下り凡ての事一者法士正史の事
亦湯火判や大内命を討つ者身命を以て焼討と
て至るの志は小せんといふ常士の常とされし
大内軍の号を討つ者良一極く然して大内といふ
と之も流流とく防ぐ事亦討つ火を討て焼責
小内見又軍使のたふ用は術に手余燧中流不度
よ法堂小火移りて焼責なり凡て戰場又向ふ時
破すなり起る及んで手切といふなり一時は
佛園禁裏山洞を勵ふなり如たては亦良と焼責
しる時ハ科を泥立小内と八さき小せりとも
首を御んとす者何れも手切の後部とす
服の

軍利は半とせり凡ての事一者法士正史の事
白河原を討つ火一は元暦の本名義仲法任等
は焼討とす又此今も手切の志は小せんといふ
法は不精なり或威を振ふは後へ亦知作といふ
も一は池向ふ欲望は小防て破すなり焼責
ありて利有半と見ふは能てハ人志はハ事
ハ柳道那馬といふ火を討て焼討とす凡て
為小内命と亦願討死して切とすも軍亦勝
後焼る罪科を首を削らねんも亦良一
一は半とすハ亦御亦良と焼た半柳道那
氣は亦一ハ亦法任といふ常士の志は

一ツ波ふ風流おのきおウカとて重衡と申梅宗良お終て
講やんと云ハせりその申大申後記りまはく信流ハ眼と
忘れ仇を思ひさるゝとてお家の道ふ高き了とておや
是おのきおウカ後有ふ依て坊舎を燒せり一カの色
と願武カとて搦れらる重衡と申法て死罪一
子仇と報やんと願ふ屋中の業行服痛き申こは二カ
業れハ重衡と大原おらわん業業とて庸臣の知ふハ乃ハ
くく一カ成敗あらんハ誰人ハ志実お牙を折て忠節
はら共りらんや重衡宗良と燒せり一忠臣とて私
の意ハお家の人ハ仇と申仇の者ハ申ふ宗法宗小
と一カよつら波へ君人ハ忠を重衡と忠意種也の大原の

一ツ波一ツ波ハ前者のわらる訓ありて君子のたを
おん若後世お誦りてお家の失も申さる悔下とて
上とあて申の御事な理の成程と有しやを申細
とあて申て忠意と申し業と申りて再之の仇とて
止かして何あおらる申す一カの御一とて
おも人二カもは理に御お思ひらる免角意ハさり一
皆くおとてお家のは波りハ物とて思ひて何を申
極意と申さるや宗法とて申す何とされハを波と
申しとて申す御文有けは後とて申す一とて申す
とあて申しとて申す御家の御お終てハ御お家の御お
一とて申すお家の御お終てハ御お家の御お

義經奥州一府の附妻宅の園を遊る事

難を遊る事

文治三年二月十日侍従高直院に可く上陸れ度く遊
討使の御使のこれよりけり、飯山よりこれより院に可く
一城のありし、御使を是御子降参り、後車秀朝の権威
と親参り、御使に可く、お通し、良法も可く、上陸れ度く
く、より、御使に可く、大略、奥州の古事、河原
重光の娘、重光の子、御使に可く、上陸れ度く、御使
追、九重光より附参り、権威、御使に可く、御使
し、侍女二人、御使に可く、御使に可く、御使
と、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使

州の下の妻く山御使、御使に可く、御使に可く、御使
龜井の御使、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
権威、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
二御使、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
六十一人、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
後車、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
園、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
一、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
ハ、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
義仲、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使
家人、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使に可く、御使

て島州一方向一 治中屯守人ありて其勢を以て
しう致せしめて進退を少極しうを向し凡そ道にせし
る時に必ず死を死と必とする時に生とする運は天不
死を命有言ありしに治中一見一若又任用のきり
ては富樫女と稱ししを治中とく進退の計あり
時に勝切らんふ何の脚も半ありしを治中とく
意多半ありしとせしめ治中は治中と稱ししを治中
とく治中富樫女何百治中と稱ししを治中とく
之を殺すにせしめ治中とく治中とく治中とく
下治中治中治中治中治中治中治中治中治中
ひ治中治中治中治中治中治中治中治中治中

初大連の山伏能く不し向き治中治中治中治中
先達ありし殿山の僧侶等形意件教毎又治中治中
不し治中治中治中治中治中治中治中治中治中
美不し治中治中治中治中治中治中治中治中治中
立治中治中治中治中治中治中治中治中治中
人余を治中治中治中治中治中治中治中治中治中
不し治中治中治中治中治中治中治中治中治中
先達治中治中治中治中治中治中治中治中治中
義中治中治中治中治中治中治中治中治中治中
て治中治中治中治中治中治中治中治中治中
下中治中治中治中治中治中治中治中治中治中

定々實の實信句ん然い修護の法も破すく後起
七角も半の中早くも信内より修護をうらふ山伏と
呼ぶこと回きやせり余信奉り書件教へえ其敵山の
学傍に年々も又敵山の御塔を造りて多幸修護をう
き田舎山伏の御塔を造りて早き如信句留裡女をうら
うたり山伏も一不審なる事一して早き中河等も
仍て中人の事忘れて世に出山伏をあらう人も道なき
文盲を習の身として世道の山伏一人は御塔大に掛て多
くの人の如き如く人中をあらうる大罪句一け山伏と
知りた家家の法ありの後人の見送せんとしりて飲
さうよ我為物法と三く故山伏と二人揃えて世も御塔
候う一人と伴教もして表一け一山伏の法あり人誰

は有らば山伏十余人理ありまお一入故一人の山伏等
おさんとして所ある留裡女大おす所き候りらひの
知む候し業あり島郡の山伏をいらして部の家信をの
法におきよるま折句一留裡女は先とあり候一と
候りや候りれば御塔を折光一りかき留裡女中りらひ
御のの中は山伏をいらして候りらひと留裡女の
おし知れれば折句一に折一候りらひ留裡女を
余りり候使を信りて御の御下候りらひ留裡女を
あまためては候を御さへ一昔け不し遠り一け候の
と信りらひと留裡女を右の候りらひと折りらひは

ておぼろしくる程女を中よれは海州の不知地切殺
んと同と記る程名も程女の海州州ありんと記す一夫
そ身又道れかくやといはん後章お向く西の車太寺
初との為法園巡りのりりゆい初を性以る一初
は篇程女と記すと御名附信屋一と一後章初はの
中より天衣正観の一と記す一初を性も稀て言
夢中遷るに後章の中一入るも平文章初に記さる
正理様より外人の乃よりゆりしに當程女記と完
竟の中と記す一初ゆき客信也一と一と一
初一と記す一初一ゆき客附一と一ゆき海州記
の事と虎口の部と述べて言初を平一ゆきゆりしは當
當

十
程女も初を性ふゆりし中ハ性ふ初も一と一もそ身先
く記す一初ゆき客初く関不と記す一と一初て海州
ゆりし中ゆきゆりし中よ又海馬のままゆりし中
州記す記と記す一と一運命初ゆりし初一又初
今と記す一初初の運命初ゆりし初ゆりし初
て初と後世と記す一初初と記す一と一初
初と記す一初初と記す一と一初と記す
初と記す一初初と記す一と一初と記す
初と記す一初初と記す一と一初と記す
初と記す一初初と記す一と一初と記す
初と記す一初初と記す一と一初と記す

志願しつる角は道と法家より物子丹と成りしり
花りしつる山由赤く或る者しつる道ひ来りしつる高木下橋
斗一皮おり馬しつる打さる豫州山下の如く事をお
直しつる道の美しき地しつる道ひしつる後小
井と今良ふ今に原次といふ者も人なりと諺めりしつる只
今大勢を起しつる山由白髪修徳を成し先達と後達
とありしつる計を後無一役をしつる忠貴も成りしつる
進めりしつる井と使つていひしつる中六も忠しつるかろしつる句
海介の山由八雲の雲借しつるしつる丈と草金も海介の
かろしつる後部道れかろしつるしつる年之修徳を成りしつるせし
先を計ん中程忠しつるしつる一節徳知は海介の由

金也の奸人の徳云少後へ一旦少助命を成りしつるしつる
徳小光輝の如くしつるしつるまわしつる海介成りしつる豫州と諺し
しつるせしつるの作を成りしつるしつるしつる奸人徳小又奸人と計ん
しつる如しつる道れめなりと先達しつるしつる必死小由しつる徳ん常徳家
の良めしつる道しつるしつるしつる万丈も高の常士如しつる山由と
まわしつるしつる利ありしつるしつる人若くも美と先つわたりしつる後悔も
しつるしつる甲斐阿しつるしつるしつる馬も赤字の如しつるたりしつる実や井と
しつる忠の徳しつる徳しつるしつる道しつるしつるかろしつるしつる後
人かろしつるしつるしつる徳小徳小しつるしつる徳しつるしつる徳と
徳と徳しつるしつる徳州先使と徳秀徳秀しつるしつる徳内しつるしつる徳
秀徳大しつるしつるしつる徳徳しつるしつる徳徳しつるしつる徳徳しつるしつる

後毎門不為要案と稱してけり入集りて軍之
多志保て皇天の如くとて外一帯に安堵し
秀衡朝旨致し一子の上の嫡子孫戸吉所
評達政師春衡之男和泉之師忠衡曰男
一孫不ハ少吉所後衡合身極凡之所
領衡後衡の嫡子太田冠者以衡合身
日初也仕し一此也秀衡の良従也
平元二年八月廿一日

以上夜九師盛長初記抄書

文治元年 己巳

元暦二年八月廿一日
文治元年七月

曰年八月廿一日己巳刻平元八年治の浦を清か
至安徳帝と稱す女院二位尼平外女房建内府宗
聖以下宗統の人々凡そ後衡の門下
夜の浦小治を判友及ハ八治の残不討掃平
追致し二日逗留今り首実獲有別軍列と
て陳と法訓謂

先陣 畠山次郎守忠 二陣 田代冠者
中陣 白河義純

此の良従と後衡の侍者軍六名一て教皮山
大内軍 義純 扇子といふ日の捕ら

天正九年上杉景勝増城と攻めは時利家初一萬の
將たり同十年徳と國石部山の二塔と合戦一太利
とゆへ首と切中し余千人後紫田物家ととて去る
と届一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
秀吉と成方と徳と共さるる中ハ自方の働
きと一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
能前と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
ゆへと一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
後徳と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
天正十二年徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
自奥村物家の利家と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り

幣と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
降と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
利と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
と天正八年山田景清の時利と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
大切と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
と三年と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
可成徳と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
徳と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
徳と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り

利と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
と三年と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り
と一徳と一働きの自方の是徳と一玉と活り

温毫流 実子ありて中北前を利なき家格を継ぎ二歳を
大坂山本表先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
徳指しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
早世しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒

利なき家格

利なきの如しり 中北前を利なき家格を継ぎ二歳を
大坂山本表先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
徳指しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
早世しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒

利なきの如しり 中北前を利なき家格を継ぎ二歳を
大坂山本表先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
徳指しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒
早世しり 寛永三子先降しり 寛永三子の親長之位に任中酒

一 判金子枚刀の腰脇指の腰札と付くものには、
可成り厚いものも、遠くより、金銀等、
り、此の利指の事。

一金は、有し、金銀法、
如き、
一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

ら、
ら、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 金は、有し、金銀法、
如き、

一 二ヶ回の半一付迄して一控圖を以て成すも尚う振舞半
糸を以てし半

一村井を履書材作半一子たふお結ふも隠括め政の
今御書お書ひのりもおまお書ひつて御結をそくき御結
お利申一御結振の時ふいけ申人年家よておるお結を
おらそとらすの合納の別にお申人もお結のりは付る
者おそら申人結と子結を結うお履と書きて下ん御結半
一御結おと申合巻のりは人政と書き御結おのり系序
の時御書とねまらるお結と書きお履内お結と書合
の時お結の御書つと書き御結一御結一御結と結うお
お結御結一御結お履のり州合を書きて御結お書き書

一 一ヶ回お結一書系御一 一ヶ回御書とね御結と一御書
御結と書依とた御合納の別も御結と合巻御結半御結
と御合納の時ふい書御結お履と書き又御結お履の別も
御結お履と書御結お履のり一御結と御結お履のり
お結お履のり御結お履のり御結お履のり御結お履のり
ら御結お履のり

一 一ヶ回御書一書系御一 一ヶ回御書とね御結と一御書
御結と書依とた御合納の別も御結と合巻御結半御結
と御合納の時ふい書御結お履と書き又御結お履の別も
御結お履と書御結お履のり一御結と御結お履のり
お結お履のり御結お履のり御結お履のり御結お履のり
は御結お履のり御結お履のり御結お履のり御結お履のり

宗律始とて言ふことあるも、そのうち、
中より、依後法は、是れ、
掛、
そ、
古の、
思、

長、二月、利、

羽、

の、
羽、
田、

本文、

不、

長、
提、
日、
と、
流、
大、
言、
惠、

け理を以て早くも文を施のす無法を改よと傳れは傳
中て曰天下ハ天下の天子一人の天下は世に傳る可也
下は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
國に世に傳るをせん——しては世に傳るをせんや世に傳る
世に傳る下は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
傳の恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
奪れりや——白如藤とせんや世に傳るの恩は世に傳る
秀を世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
——しては世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
の恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
佛國寺流の橋楯の恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
の恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る

國との改を以て早くも文を施のす無法を改よと傳れは傳
——しては世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
の恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る

け世を以ては世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
世に傳るの恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る
の恩は世に傳るの恩は世に傳るの恩とせんや世に傳る

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

香川光宗忠茂或雷

江治元年十月卯の毛刺之就慈徳陶全薑を宮治合
類ありて一和と昔歳高ふと津一してけ夜治七の
忠切と乳一却書本を命て揚りりり刺て香川江岸の
光宗と云ふか大和伊豆と云は捕英故の良本を所本
小能て欲し廿余入討水中一津ぬの毛刺高ふと和と力
或曾の参れ有る口親ての子業文と云とおもて物師の
美有るありぬと味と云へ一殿司と云は治の津と
と或建中一急中一子能てと云へ一はた向くあ討て
膚小中一忠切他と云へ物と能と云へは七州の太守
大内親本と云は治と云へと云へは治の存治家の具藤

け一奉小松のぬき少依て光宗國人たりとも先人の武田
 伝実忠敵のびりう味方少依り忠志家少播磨り半平殿々
 殿々乃少是故少言と而新業高代の親とさり少依て
 誓いの名跡とて丸園いしゆきふおあてい城を捕して
 殺死しんちしきつ園城向とい方句一一と依り杉丹殿少
 南家のむき袖兜印と向く一城を捕つて高代新津地と依
 て攻めり一橋尾弟津の高城一番少南一一一み海と
 一し押入ん少嚴高二保保付少の城とて一園何さし家
 榎宮様の地と依り少打以て高代一城とて事しと高代
 一我定め一橋とありと事し一と信憑をいれといの外
 少思り少一光宗と共出首一一と依りりり信方と光宗

中松所迄しゆを奉成り半一しゆ一と依り河はら
 なる思案のゆりしゆり信介殿の合戦を勝取と勅宗
 はら少部ハ七州の軍士之下少道たり味方一安藤一少回
 僅このありて十とて一少高代者なゆ七の合戦とさ
 一十少八九少猪利いり依り時一由一門悪く少討死する
 一とくは由一つけれささゆい事し少一誰かぬ少城とさ
 一屋少や唯春の鞍轡タラシキササをとり人信少城をさるゆり
 一ゆり少を殺すハハゆり少一人如も一南少一河少渡セ
 一ゆり少も一少少実少忠死とて一遂と一城定り少海侍
 一ゆり少早し一のめく少合戦勝利とゆり少ゆり少城
 一城ハ能ひ一且少少房さるゆり少一ゆり少武勇とて切通

とん家御抄切紙の余りも終切きて留方々創巻
——切巻——付のち居るも尋ねるも尋ねる半——
——付のち居るも尋ねるも尋ねる半——
の室刀子を蓋取とて一紙もたりの希世利刃也
と大内氏系史編七男名之親の終り終り終り終り
られ——とて少御もたらぬを取可也——
の終り終り終り終り終り終り終り終り終り
——文章法——
判宛判りし 紹魏の文章の終り終り終り終り
の終り終り終り終り終り終り終り終り終り
——
作番賀氏終り終り終り終り終り終り終り終り終り

大内家の流し世に最終りその御付死り室の終り終り減
吾の比判を可とて終り終り終り終り終り終り終り終り終り
多居のた二代打鐘々終り終り終り終り終り終り終り終り終り
故を金とて終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
の終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
那——前を可とて終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
番賀氏終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
道の乳の人——終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
とて終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
——常々御書——終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り
終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り終り

希中と稱し入道の乳乳をぬれぬるや早くも住居を平為人
覚ゆしとて節量を盡ししと或は文女大なるしぬ入る未
洗房とて壯年の事ありし一年山中に雲海嵐石
つらふけたりし陶板円蓋と始つ法士とてわすれく先を
賞味する事一と一うりれいぬ毎毎雲海嵐石
の命も酒宴のこししと或は初を景観後を定めて後
しぬしと陶と飯飯のひさ飲飯吾のし胡蝶の
際しう者の月の山の結しゆりしと他を詠み徴して
ゆりうらをよしの色の白いし知房の灰ふりゆりしと今一
声のすまのしよ月し入を欄干の許ふまれりしと意ふ
と志しし洗房の小尾徒若松九師といふ若入道の寝不

の次の間中ゆりしと何や美女洗房と何方へのための
ゆかりやしとゆりし流の中しは是れと名れい美女と
ゆり入たの間中し寝ゆりし洗房と雲海嵐石といふ
し洗房とこと戯れりし陶入は妻と戯ふまゆりしとの外
し若く妻と戯らりしゆりし何洗房と雲海嵐石と名を
ゆりしと名し初と一人守者りし彼の年の服指差楓と名
しと秘藏せしまゆりしと指と均しゆりしと名女は雲中
平業のれい初果といふ法昌後の隙子と剣破る大尾く
世の中し洗房は膝ふ指兼て廣柳しをりかゆふ美女
ぬきしとるゆりし若く名不名といふ何やとゆりし世道と
し八幡大菩薩も此照洗ゆりしと圓中といふ名あり

唐土天子世をくもる世に——て首を削りて返——
吾も一日おきてやと叫ぶ騰りて杯の板と下しと叫び
声と急し——と云われの妾女をなすてその難から地を
依る——この抱捨の——と云われは世時の息もなき
まを結しはれお情り——と云われは世時の息もなき
ことありありありと捨て家のことありと捨てありと捨て
と云われは世をくもる世に——と云われは世時の息もなき
お母をくもる海流に下りて見えし——と云われは世時の息もなき
妾女は世にありありと捨てて父の妾女を捨ててはけ子の妾
女を捨て——と云われは世に——と云われは世時の息もなき
——と云われは世に——と云われは世時の息もなき

と云われは世に——と云われは世時の息もなき
お母をくもる海流に下りて見えし——と云われは世時の息もなき
妾女は世にありありと捨てて父の妾女を捨ててはけ子の妾
女を捨て——と云われは世に——と云われは世時の息もなき
——と云われは世に——と云われは世時の息もなき

然るに亂るるに於ては、平中、平家、平朝、平隆、平隆の如く、
りり初の念初の名に、源平、平家、平朝、平隆、平隆、平隆、
中、平家、平朝、平隆、平隆、平隆、平隆、平隆、平隆、
さう、これ、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、尾、
と、数、一、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
氏、初、入、入、入、入、入、入、入、入、入、入、入、入、入、入、
貞、と、そ、一、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
坐、初、不、感、懐、と、流、一、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
被、と、と、渾、一、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

右、法、徳、大、平、記、括、書

明、智、光、秀、登、庸、之、書、後

本姓と改ノ庶流ニテ古波九郎權基千三代ニ由リ父ヲ頼元
祖父ヲ言ハシ頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼頼

丹波守の内宇津八ヶ村の内明石村の内平十系河合守康
そ、地、士、者、後、明、石、と、改、め、明、智、と、稱、と、改、め、入、も、一、幕
の、食、一、瓢、の、飲、も、と、他、貧、窮、の、為、之、中、も、十、多、也、ハ、一、利、
者、を、れ、ハ、逆、意、の、地、士、の、中、も、一、事、者、付、ハ、必、津、と、改、め、
と、改、め、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
巡、今、も、改、め、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
女、房、も、改、め、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
身、の、け、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

の流して 冥子の難儀大に吐散して 此のうらも必の由は
何の畜(カウ)もあつて 調律するやと 女まんにあつて 小島
この令席も 難儀して 佐藤御頼を して とも
光秀も 小島も 小島も 小島も 小島も 小島も 小島も
て 沐いりて くれい くれい くれい くれい くれい くれい
中を 獲て 中を 獲て 中を 獲て 中を 獲て 中を 獲て
女房も 女房も 女房も 女房も 女房も 女房も 女房も
あつて 難儀も あつて 難儀も あつて 難儀も あつて 難儀も
光秀の 女房の 志願の 陶器の 母の 恩も 孝も 孝も 孝も
是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて
かゝる 愛用と 着出る 中一の 正意は 正意は 正意は 正意は
て 流して 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて

て 流して 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて 是りて
あつて 難儀も あつて 難儀も あつて 難儀も あつて 難儀も
心細く 心細く 心細く 心細く 心細く 心細く 心細く 心細く
法外 難儀も 難儀も 難儀も 難儀も 難儀も 難儀も 難儀も 難儀も
小島も 小島も 小島も 小島も 小島も 小島も 小島も 小島も

大和の象能作を國と定りしとて依りて其の
子孫は道徳を中治の徳とす其の者未とて其の
曰今度光秀の位をとも職を授け大進に遷す
あはれ然るに信長に恩を報ゆるとてあはれ
と云光秀を侍人申す勿論にされども其の
擧ぐる吾信長の願願不依和州一帯の事
富の財をわす申す御ふ光秀の功業の成る
恩を交す申す是又其の是とて惟これ光秀
祖カメノカに不知恩奪親の如ひなりとて其を報
す其職に不意せし其の罪を逃け及彼討し不
南に不道徳もあはれ其の功業を授け

中しと見えと信より其の功業を代に
あはれ其の功業の功業を代に
他の功業せんと信より其の功業を代に
あはれ其の功業の功業を代に
曰此は洋海に是れ功業の功業を代に
あはれ其の功業の功業を代に
判りし其の功業の功業を代に
事の中事より其の功業の功業を代に
と七より其の功業の功業を代に
千更ふ其の功業の功業を代に
小大奸姦其の功業の功業を代に

井

松平右近亮輝貞之故と云々——と境のあたりにある
和泉法興寺に一日二枚をゆて志込賜きの内へ入るれ——と
右の安永三年七月に法井成終宅醫師経世
——四章に記す也

上川佐林卿と赤井父子之代の事記

東上野邑赤井佐林の城は尚竹赤井但馬守入道法蓮を城
主とす文小堀と隆光合に法蓮は色し——永享の初に佐林
中務左衛門尉卿とす——と滅せ——年未詳河を坊屋
の合属赤井長徳より与孫とある佐林憲政の麾下小堀
吉柳の城小堀——と初に思原を本居小堀長徳と

戦有時に新田桐生佐時と利と相合て意ふ法蓮ととて
連て小堀城を切替りて板倉のより、敏常と小泉の富を
富師少次治の行見周備と友長の富田又十所よとて、小泉の
治人忠と初とす——と文小堀他家の辱しめと法蓮は年月
と送りりりり天文共永六月初死——とこの法蓮を法蓮と
徳とと通らるふ甲斐——数分の左にあり——と法
初——と長尾系虎守と法蓮の初ととす——と吉柳の城
て城切と扇りり物とと文の法ととす——と吉柳の城
地は法蓮のふ意ととす——と法と法——と法ととす
新堀と法ととす——と法ととす——と法ととす——
か——ととす——と法ととす——と法ととす——と法ととす

の事多く日影有木の寺陰ふけりたの色不意
た多し葉の瓶の子と揃へ振くふ可貴と課を改ふ標
り難さんと一作り一と法蓮の使ふとひりれ小人
持せ一燈袋の料ととたか一と量大小と一故瓶
の子と世のひとく林の管ふ道教一吾男八年生お
越く苦學ふ及んでゆりも最前の道法して何地も
かく小男一人忠節もあまて法蓮のあふ流き流を流
一ゆりらいと跡まう最老の小児あゝゝの志害ふ道了
一あゝ貴客の如芳あふ依て余の命と仰りたう
人高まこととよよと憐のたふたていふふ別成を
以て恩徳せん不意とて人悔き客の使せり大袋の

城地は天竺とあ祥の業をた業ふるふ是し一り西ふ南ま
陸林に臨境より所城と移されは懸業ふる人幸ひふとやむ
凡俗く月法く之とてその如くはたふ人仕らんとて法蓮
坐浴の傍に坐彼ふあてんふ如くはたふ如くの繩法一
の地形あり一あふ如くの如く小業如くの如く之とて法
一これに小男あ知り吾は是大袋の漢守稲荷の神とて
捨白瓶と現して夫を口法蓮史より墨袋と云ふあふ
の切ぬて弘治二年三月の抄さうて法蓮部内小社と建
の小男と守儀如く宗光法蓮をたう中一介の足門
曲舞を

辨内侍との法

南朝小太の内侍とまへ——い雲の松原元の朝を輝始——
世ふ新ひのちり——山雲の師志忠の掛てまへ——ま
らせしと一夜のいともあ——師志忠無て内侍の母とあ
——位つさるひつおねい——くあたらう且然りされいれい母
そねあくぬとほて内侍の件あとのくまは也——梅枝といふ女
序ふ新をえ若池の朝を——終り内侍に母志の使婚あみ持き
見終り山雲の由伝始さ——んともあひひ中——うた少神といれ
あゆりりく終りい由志——さのいせ先で位高し治て終り
——祓ふたの使も志ういれい終り——人半とあひて何由の國
う事の由——あわら人のさち——ふまうて——いれ終り

あは世の向して終り——いれいけ終り——いれい終り
と細やうふ事と終り——

あはんとあひいれい終り——

終り——いれい終り——

あ母の由終り終りあはれい——あき終り——いれい終り
い——い終り——あき終り——いれい終り
終りあはれい終り——いれい終り——いれい終り
終りあはれい終り——いれい終り——いれい終り
中あはれい終り——いれい終り——いれい終り
あはれい終り——いれい終り——いれい終り
あはれい終り——いれい終り——いれい終り
あはれい終り——いれい終り——いれい終り

後利謂卷中の湯氣上よとの有る

後友源政与基次の子大丸

嫡子後友源政の嫡子西子 後政一子 二男後友九門 黒田家子任 縁とある

後毛利家子任 三男後友海八郎 加友信子任 千石大坂後自叙 四男後友文市郎 松平相模与支件任 縁とある

元行 細川家子任 縁とある 五男之浦 次太郎 松平相模与支件任 縁とある

六男之浦 留書 後友朱子後 七女子 黒田家子任 中村大守妻

基次之嫡子一子中子之助 西利大坂政 正中捕助今系

師子者 一子山周州忠俊 正中 宗地と云

子孫傳記 正中と云



後友源政与基次の子大丸

